

## 第1回 国税庁所管統計の整備に関する検討会

### 議事要旨

日時：令和3年7月6日（火）13：00～14：30

場所：Web開催

事務局より、配付資料1・2により本検討会開催の趣旨等を説明。座長については、委員の協議に基づき、舟岡委員が就任した。

引き続き、配付資料3・4に基づき説明を行い、その後、以下のとおり、各委員からご意見等を頂いた。

#### 1 会社標本調査の見直しについて（資料3関係）

##### (1) 税務行政のICT化を踏まえた、データ活用による統計精度の向上関係

・国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）を利用して、標本サイズを増加させている取組については、e-Taxを使用して申告した法人と書面にて申告した法人に属性の差が存する場合、その影響を受けてしまう可能性がある。そのため、申告方法の差異と属性の間にどの程度の関係があるか、適切な検討・評価を行う必要があるだろう。

・行政記録情報の活用に当たっては、国税庁が保有するデータに限らず、例えば、総務省が管理し更新している「事業所母集団データベース」等の使用も検討してはどうか。

##### (2) 統計利活用観点からの表章項目の見直し・拡大関係

・業種分類区分の整理・検討の実施に当たっては、「日本標準産業分類」をベースにした検討を行うべきであろう。

・決算書情報について、法人ごとに使用している勘定科目名称の差異を処理する方法は、財務省の法人企業統計を参考にするとよい。

### (3) 社会経済の変化に伴う企業変化への対応関係

- ・資本金階級区分に加え、法人規模を測る新たな階級区分の検討に当たっては、安定的な尺度を用いることが重要である。

なお、例えば、定義を明確にした上で、「従業員数」や「資産合計」といった項目を使用することが、法人規模を測るのに有用であると想定される。

## 2 民間給与実態統計調査の見直しについて（資料4関係）

- ・復元推計手法を見直した場合の標準誤差率の算出に当たっては、リサンプリング法などを用いるべきと想定される。

なお、復元推計手法の見直しについては、実際にデータを用いた試算を行うこと、また、当該試算結果を標準誤差率で評価し、見直しの是非を判断していくことが重要である。

以上